緊急事態宣言延長に伴う対応及びテレワーク期間延長のお知らせ

お客様各位

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) によりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔み申し上げますとともに、罹患された方々に心よりお見舞い申し上げます。

5月4日の政府による緊急事態宣言延長の決定を受けて、銀座 K.T.C 税理士法人では、テレワーク期間を5月31日(日)まで延長させていただきます。

お客様及び関係者の皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、皆様と職員の安全確保及 び感染拡大防止を最優先に取り組んで参りますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申 し上げます。

尚、テレワーク期間中につきましては、電話、eメール、Web会議などを活用して業務を継続いたします。また、情報収集に努め、お客様へ有用な情報の発信を続けるとともに、必要な対応を随時行って参ります。

お客様からのご連絡につきましては、各担当者の携帯電話、メールアドレスまたは下記弊社 ホームページのお問い合わせフォームよりご連絡をお願いいたします。

https://www.ktctax.com/contact/

尚、緊急性の高いご要望、個別業務の進め方において、従来通りの訪問やご来社頂いての打ち合わせをご希望されるお客様につきましては、極力ご希望にそえますよう可能な限りの対策をさせて頂いた上で対応させて頂きます。

銀座 K.T.C 税理士法人 理事長 迫本 栄二